

長崎マイスター募集要領

長崎県産業労働部 雇用労働政策課

1 長崎マイスター制度について

(1) 制度の趣旨

熟練技能者の高齢化や若者のものづくり離れにより、本県の産業を支えているものづくりの分野における技能の維持・継承が危惧されております。

そこで、優れた技能を持っている方で、技能の維持・継承や人材育成に関する指導などの活動ができる方を長崎マイスターに認定するとともに、長崎マイスターの活動を通じて、本県の技能水準のレベルアップやものづくりを担う技能者の育成、ものづくりに対する関心を高めるなど、ものづくりの振興を進めることを目的としています。

(2) 募集職種

- ① 伝統産業関係（陶磁器、鼈甲、家具建具など）
- ② 建設・土木関係（建築大工、左官、板金など）
- ③ 製造業関係（溶接、型枠、鋳造など）
- ④ サービス業関係（広告美術、洋服、和裁、料理など）

(3) 認定基準

- ① 原則として、過去に「優れた技能者」知事表彰を受賞された方又はそれと同等の方
- ② 県内に居住又は県内企業に勤務している方で企業等からの推薦がある方
- ③ 現役の技能労働者（個人経営等）で県内の団体等からの推薦がある方
- ④ 後継者育成に熱意を持っている方
- ⑤ 長崎マイスターとして、認定後、活動ができる方

※活動が可能な方とは、3の(1)にある、長崎マイスターの活動内容が、1項目以上可能な方をいいます。

2 応募

(1) 方法

- ① 企業、団体の長は、上記の認定基準に該当する従業員等を推薦してください。
- ② 定年退職等により、企業、団体に所属していない方については、所属していた企業、団体の長又はお住まいの市町長が推薦してください。
- ③ 所定の推薦書（様式第1号及び別紙）により、募集期間内に提出してください。

(2) 募集期間

令和7年7月15日（火）から令和7年8月5日（火）までとします。

(3) 認定

- ① 選考により、長崎マイスターとして、知事が認定します。
- ② 長崎マイスター認定証及び徽章を授与します。

3 長崎マイスターの活動等

(1) 活動内容

長崎マイスターは、次の活動を行います。

- ① 企業が必要としている技能の維持、継承、発展のための活動
- ② 認定職業能力開発施設等における技能の育成のための活動
- ③ ものづくりに関する各種イベントでの実演・指導などの活動
- ④ ものづくりに関する講演会やシンポジウム等のものづくりの気運を高めるための活動
- ⑤ その他ものづくりに関する活動

(2) 活動方法

長崎マイスターは、上記(1)の活動を希望する企業、団体、学校等（企業等）から依頼を受けて活動します。

(3) 活動報告

長崎マイスターの活動をした方は、活動の実績等を、様式第2号により県に報告していただきます。

4 長崎マイスターの広報

県は、長崎マイスター認定者をインターネットのホームページで紹介するほか、企業等へ周知します。

【長崎マイスターに関するお問い合わせ、推薦書提出先】

長崎県産業労働部 雇用労働政策課 職業能力開発班

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

TEL 095-895-2717

FAX 095-895-2582

E-mail tominaga0908@pref.nagasaki.lg.jp